

【 工事請負契約約款 】

- 第1条 (総則)
発注者(甲)及び受注者(乙)は、工事請負契約書(以下、「契約書等」という。)記載の工事請負契約について、契約書等に定めるもののほか、この約款に基づき別冊の図面及び仕様書に従い履行する。
- 第2条 (法令遵守等)
甲及び乙は、工事の施工にあたり建設業法、その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官庁の行政指導を守る。
- 第3条 (監督員)
1、 甲は監督員を定めたときはその氏名を乙に通知する。
2、 監督員は甲に代わってこの約款に定めるもののほか、契約の履行についての乙または乙の現場代理人に対する指示、承諾、協議工事の立会、検査その他工事監理に係るすべての次項についての職務を行う。
- 第4条 (現場代理人等)
1、 乙の現場代理人は工事現場に常駐し、甲の監督又は指示に従い、契約の履行に関しこの約款に基づく乙の一切の権限(請負代金の変更、請求、及び受領、工事関係者に関する措置請求並びにこの契約の解除に係るものを除く)を行使する。
2、 乙は工事施工の技術上の管理と司る主任技術者を工事現場におく。なお、現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。
- 第5条 (現場代理人等に対する措置)
1、 甲は、工事施工・管理等について乙の現場代理人・主任技術者が不相当と認められるときには、乙に対してその理由を付した書面により、必要な措置を執ることができる。
2、 乙は、甲の監督員の指示、監督その他の処置が不相当と認められるときには、甲に対して必要な処置を執ることができる。
- 第6条 (請求及び支払等)
請負代金の請求及び支払いは、契約書等の定めるところによる。
- 第7条 (変更等)
1、 甲及び乙は、次の各号にあたる理由によって請負金額又は支払条件を変更する必要があると認められるときには、甲乙協議してこれを変更する。
(一) 工事内容の変更 (四) 賃金、材料費等の諸物価の著しい変動
(二) 工事の一時中止 (五) 関係法令の制定・改廃
(三) 工期の変更
2、 請負金額の変更は契約書の内訳の単価又は数量による。但し、内訳に記載がない時は、甲乙協議してこれを定める。
- 第8条 (天災その他不可抗力)
天災その他不可抗力により、工事の出来高部分、工事仮設、搬入資機材等に損害を生じたときは、乙が善良な管理を怠ったことに基づく部分を除き、甲が負担する。
- 第9条 (第三者への損害)
工事施工に関し、第三者へ損害を与えたときは、乙がその損害を負担する。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び通常工事の施工の上避けられない事象により生じたものは、この限りではない。
- 第10条 (その他の損害)
工事完成引き渡しまでに工事目的物又は検査済の工事材料その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものは、この限りではない。
- 第11条 (支給材料等)
支給材料、貸与品については、契約書等、設計図書、見積り条件による。
- 第12条 (完了)
乙は、工事の全部または一部を完了したときは、遅延なくその旨を甲に通知する。甲は通知を受けた後、遅延なく工事完成検査をする。
- 第13条 (工事及び支払いの遅延等)
1、乙の責に帰すべき理由によって完成期日までに工事を完成、引き渡しをする事ができない場合には、乙は甲に対し被った損害を賠償する。
2、乙の責任において、履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ、1年につき未納部分の代金の2.9パーセントの金額を納入するものとする。
3、乙は甲が支払い期日までに工事代金を支払わない場合には、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条に定める割合の遅延利息を甲に請求できる。
- 第14条 (契約不適合責任)
1、甲は、引き渡されたこの契約の目的物に契約不適合があるときは、乙に対し、書面をもって、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。但し、その履行の追完に過分の費用を要する時は、甲は履行の追完を請求することができない。
2、甲は、引き渡されたこの契約の目的物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- 第15条 (暴力団排除条項)
甲は、警察からの通知に基づき、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。
1、計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
2、役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に

事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下「構成員等」という。)となっているとき。

- 3、構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- 4、第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請け契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- 5、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損額を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 6、暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 7、役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- 8、役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第16条 (その他)

この契約に関し、甲と乙の間に紛争が生じ、甲乙間で解決できなかった場合には、建設業法による建設工事紛争審査会の斡旋又は調停によって解決を図る。

(発注者)

(請負者)

印

印